

「子どもの権利」

～先進的取り組みに学ぶ～

日本でも「こども基本法」が制定され、「子どもの権利」が明記されました。しかし、現状では子どもの権利が十分に尊重されているとは言えません。ベネッセこども基金では、子どもの権利の推進の取組みを行っています。



「子どもの権利」とは？

「子どもの権利」とは、すべての子どもが生まれながらにもっている人権です。国連で1989年に子どもの権利条約が採択され、日本は1994年に批准。2023年にこども家庭庁が発足。「こども基本法」が施行されたばかりでまだ社会に浸透しているとはいえない状況ですが、各自治体でも子どもの権利に関する条例ができ始め、「子どもアドボカシー」など、子どもの声を尊重する取り組みは広がっています。ベネッセこども基金は、子どもの権利に関わる情報収集や発信を行っており、その中から国内・国外の事例をご紹介します。



兵庫県尼崎市の事例

子どもや若者にかかわる関連各所が横連携

こども基本法に先がけて2009年に「子どもの育ち支援条例」を制定した兵庫県尼崎市。子どもの人権を守り、子どもの育ちを地域社会全体で支えていくという理念を掲げ、ハード面・ソフト面の両方からさまざまな取組みを行っています。

● 子どもにかかわる機関が一つの施設群にそろう

行政や教育機関、県警、児童相談所、民間の事業者、看護学校など子どもや若者にかかわるあらゆる機関や部署、団体が一つの施設群として一堂に会し、連携をとっています。

乳幼児から若者まで気軽に相談でき、必要な支援につながるワンストップの場です。子どもたちのために、それぞれの専門性を発揮しながら対話を重ねています。



未就学児と保護者がいつでも遊びに来られるスペース。スタッフや専門家に育児や就学について気軽に相談でき、必要な支援へとつながれます。

● 子どもが主役の「意見を言える」「やりたいことができる」起点の場

ユース世代の居場所が全国的に不足する中、多くの中高生や若者に利用される居場所があります。利用者のニーズに応えるコンテンツや音楽機材、自習室などがあり、運営ス

タッフとの交流も。イベントを企画・開催したり、市政への要望を出したりと主体的なアクションも生まれており、若者の声を発信する起点の場となっています。



若者を支援する4つの団体が共同事業体として運営する「ユース交流センター」。ユースワークという若者支援の考え方に基いて運営しています。

カナダ・トロントの事例

地域コミュニティや人権委員会等により守られる子どもの権利

人口の半分近くが移民のトロント。連邦・州で定められた人権法律を、遵守する取り組みが活発です。子どもの権利についても40年ほど前から取り組んでおり、多様性を認め尊重する意識が各地域のコミュニティハブに反映されています。州の人権委員会などが市民の人権を守り、子どもの声を代弁する拠点として機能しています。

● 地域のコミュニティハブで人とのつながりを構築

公設民営の「コミュニティハブ」は各所にあり、「困っている住民のニーズに応え、ウェルビーイングを実現する」役割を担っています。支援員が話を聞き、必要とされるプログラムを提供したり、利用者同士での交流の場をつくらせています。利用者の尊厳を大切にしており、エンパワメントを重視しています。

● 権利を守る厳しいアンテナを張り、市民を守る

州の人権委員会やアドボカシー事務所といった組織も大きな役割を担っており、社会生活の中できちんと権利が守られているかアンテナを張り、子どもの声を聞いて大人が代弁し、適切な機関につなげるなど、市民の声を政府や必要な場所に届ける活動がさかんに行われています。



地域住民のニーズに応える

住居支援や医療相談、子育て支援などを行っているコミュニティハブ。地域によっても特徴は異なりますが、日常的につながりをもち、困ったときに適切な場所につなげるハブの役割もっています。地域リソースが明示され、情報にアクセスしやすいことも特徴です。

● 提供されるサービス・情報の例



当日のプログラム一覧。幅広い世代が対象



誰でも見ることができるコミュニティリソース一覧

人権侵害に厳しい目を光らせる政府機関

差別的禁止や人権擁護推進のための調査、政府・行政・教育等各機関への働きかけを行っているオンタリオ州人権委員会。人権を守るための提言を行い、交渉が決裂した場合には裁判になることもあります。子どもの人権にも高い意識をもち、子どもの目線や気持ちに寄り添ってその声を受け止めています。



人権に関する冊子なども刊行し、関係機関に配布しています

同じ体験をもつ仲間とともに、苦しみを乗り越えるプログラムを提供

つらい経験をした人を対象に、傷を癒やしたり、自分を取り戻したりするための支援施設。気持ちを落ち着かせることのできるスペースもあります。グループでの話し合いなど、自分を取り戻していくためのプログラムが用意されています。

● 当事者に寄り添う施設の例



(左)一軒家のようなあたたかみのある居場所 (右)心を落ち着かせることのできる庭